

用地調査点検等技術業務費積算基準 新旧対照表（令和8年4月1日改正）

下線：今回改正箇所

改 正 前	改 正 後
<p>第2 積算基準</p> <p>2 業務費の内容</p> <p>(2) その他原価 (略)</p> <p>なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。</p> <p>第3 業務費の積算</p> <p>3 履行期間の算定</p> <p>履行期間は、原則として点検対象とする用地調査等業務又は事業損失調査の履行期間に準じる。</p> <p>第4 用地調査点検等技術業務の標準歩掛</p> <p>2 標準歩掛</p> <p>(1) 打合せ協議</p> <p>表1 (略)</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2 中間打合せの回数は、<u>2回</u>を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。</p> <p>注3 (略)</p>	<p>第2 積算基準</p> <p>2 業務費の内容</p> <p>(2) その他原価 (略)</p> <p>なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費、<u>熱中症対策費用（当該業務処理に従事する技術者に対する費用）</u>等の経費とする。</p> <p><u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務処理に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u></p> <p>第3 業務費の積算</p> <p>3 履行期間</p> <p>履行期間の算定は、<u>用地調査等業務費積算基準（平成23年9月22日付け県土整備部長通知）第3-5履行期間の算定により算出するものとする。</u></p> <p><u>なお、その他業務履行上必要な日数の加算に当たっては用地取得計画及び発注内容を考慮のうえ十分な日数を加算するものとする。</u></p> <p>第4 用地調査点検等技術業務の標準歩掛</p> <p>2 標準歩掛</p> <p>(1) 打合せ協議</p> <p>表1 (略)</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2 中間打合せの回数は、<u>1回</u>を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。</p> <p>注3 (略)</p>